

# 令和8年度 神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金

## 募集要領

**【募集期間】** 令和8年4月3日(金)～11月30日(月)  
(消印有効) ※ 予算額に達した時点で募集を終了します。

### 【お問合せ・応募先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課 商業まちづくりグループ

電話番号 : 045-210-5612 (直通)

※「lg」は「エルジー」



電子メール : machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/revival.html>

### 目次

I 事業の概要	1
II 申請手続等	8
III その他留意事項	12

令和8年4月

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課

# I 事業の概要

## 1 事業の目的

商店街団体等のアーチ・アーケードを撤去し、メンテナンス費用の削減や、前向きな活動を行うための支援をすることで、県内のより多くの商店街が集客力強化へ向けた活動を行うことができる環境を整えることを目的とします。

## 2 補助金申請～補助金交付までの流れ

### 交付申請書の提出

令和8年11月30日(月)までに提出してください。

※この段階では契約・発注行為を行うことはできません。

**交付決定日前に契約・発注を行った経費は対象外です。**

見積もり行為  
などの事前準備  
は可能です

### 審査・交付決定

書類上に不備がある場合、県から修正依頼をする場合があります。

内容によっては審査に1か月ほどかかる場合があります。

### 事業実施

事業期間は交付決定日から令和9年3月31日(水)までです。

交付決定時から事業内容や経費配分などが変更になると、  
交付決定を取り消す場合がありますので、事前に必ずご相談ください。

※必要に応じて、職員が現地確認を行います。

### 実績報告書の提出

『補助事業完了日から30日を経過する日』又は『令和9年4月12日(月)』  
までに提出してください。

書類上に不備がある場合、県から修正依頼をする場合があります。

### 補助金額の審査・確定・交付

実績報告書に基づき、支払金額を確定し、指定口座に振り込みます。

減額がある場合は「補助金額の確定通知書」を送付します。

### 効果検証の報告

補助事業終了後の翌年度を目途に、事業の効果検証報告書をご提出ください。

### 3 補助対象者

補助対象者	対象例
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する<u>商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会</u>又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する<u>商店街の事業協同組合</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○商店街振興組合</li> <li>○○商店街協同組合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記に掲げる以外の<u>法人化された商店街団体</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人○○商店会</li> <li>一般社団法人○○連合会</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人化されていない商店街等を構成する<u>任意の団体</u>であって、規約等により代表者の定めがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○商店会</li> <li>○○商店街連合会</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地域商業の活性化に貢献し、その構成員が一市町村内に留まる事業者団体</u><sup>※1</sup>であって、規約等により代表者の定めがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○通り活性化協会</li> <li>○○推進協議会</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他知事が認めるもの</li> </ul>	

※1： 特定のエリア(街区・場所的な集積等)の活性化につながる取組を実施できる組織に限る。

※ 上記いずれも、構成員の過半数が県内中小企業者(県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第4号に規定する者)であるものに限る。

## 4 補助内容

### 撤去補助対象施設

商店街団体等の「アーチ」及び「アーケード」

(注) 街路灯は対象外です。

### 補助対象経費

※消費税及び地方税は対象外です。

#### (A) アーチ・アーケードの撤去に係る調査点検費用

- 撤去予定であるアーチ・アーケードの調査点検に係る委託費用

#### (B) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定及び周知に係る費用

- アーチ・アーケードを撤去した後に行う、集客力強化に向けた活動について、計画を策定するためにかかる費用  
(例) 専門家派遣費用、会議資料作成費、会議室借料 など
- アーチ・アーケード撤去についての告知に係る費用
- アーチ・アーケード撤去後に行う集客力強化に向けた活動についての周知費用  
(例) チラシ作成・ポスティング等の広告宣伝費

#### (C) アーチ・アーケードの撤去工事に係る費用

- アーチ・アーケードの撤去工事に係る委託を含む工事関係費

#### (D) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動に係る費用

(例) 見晴らしの良くなった通りを活用したスタンプラリー等 ※詳細は以下のとおり

No	費目	内容・条件
1	専門家経費	<p>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費（交通費含む。）</p> <p>※ 謝金の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確で、かつ社会通念上相当なものであること。</p> <p>※ 依頼する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。（内容に関する詳細な資料の提出を求めることがあります。）</p> <p>※ 県のアドバイザー派遣を希望する場合は別途ご相談ください。</p>
2	出演料	<p>イベント等を実施するために必要なパフォーマー等への出演費（交通費含む。）</p> <p>※ 出演料の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確で、かつ社会通念上相当なものであること。</p> <p>※ 依頼する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。（内容に関する詳細な資料の提出を求めることがあります。）</p>
3	賃金	<p>事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために事業実施期間に雇用した者のアルバイト代に要する経費（交通費含む。）</p> <p>※ 雇用する者は、応募団体の役員、会員、会員の雇用者及び会員の家族（同一生計世帯）でないこと。</p> <p>※ 該当事業に限定した雇用とみなされない場合は、補助対象外（例：既存のアルバイト従業員への給料等）</p>

4	広告 宣伝費	<p>広告物（チラシやポスターなど）、ウェブサイト、看板等の作成、          広告掲載等の広報活動（印刷製本経費等含む。）に関する経費</p>
5	借料	<p>事業の遂行に必要な会場の使用料、イベント設備、機械・装置等の          レンタル・リース（車両はレンタルのみ）に係る経費</p> <p>※ 既に別事業のために使用しているものは補助対象外          ※ 補助事業に要する経費のみとし、契約期間が補助事業実施期間を越える場合          は、補助事業実施期間分の経費で、かつ支払い等終了しているもののみ補助対象</p>
6	消耗品費	<p>耐用年数が1年未満又は1個若しくは1組の金額が10万円未満のもの          の購入に要する経費</p> <p>※ イベントの参加商品等として、無料配布するものは「景品」となり、名産品以          外は補助対象外（No. 7を参照）</p> <p>※ 子ども食堂などの運営で発生する材料費等は、当該補助事業が無料又は実費相          当額で運営されるものに限り補助対象</p>
7	景品費 （名産品 に限 る。）	<p>広告物以外で無料配布するもののうち、<u>名産品に係る経費</u>          &lt;名産品の定義&gt;</p> <p>次のうち、商店街団体等で名産品としての合意を得たもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等で通常販売している、独自性がある商品・サービス、地          域の特産品</li> <li>・商店街のノベルティグッズ</li> </ul> <p>※ 補助額の上限は10万円</p>
8	事務 運搬費	<p>資料作成費、資料購入費、会議費、商標等取得経費、振込手数料、          郵便代（宅配便、運送業者への荷造り及び運賃等）</p> <p>※ 他の経費に付随する場合、その経費に合算して計上することも可（例：出演料          の振込手数料を「出演料」に計上 等）</p>
9	商品 開発費	<p>新商品や包装の試作開発に伴う原材料費や設計、デザイン、製造、          改良、加工に要する経費</p> <p>※ 実際に販売する商品や包装等の生産費用は補助対象外</p>
10	委託費	<p>事業運営に伴い委託する経費</p> <p>例1：イベント保険加入に係る経費          例2：特定のイベントに係る企画運営委託やステージ等の設置委託          ※ イベント後も継続して設置するものは、原則「施設整備関係費（ハード事業          関係費）」</p> <p>例3：販路開拓（集計・分析費等）に係る経費          例4：地域住民の満足度等に係る事業実施年度の効果測定に係る経          費</p> <p>例5：システム開発費（事業の遂行に使用される専用ソフトウェア          ・情報システム等の構築等）に要する経費</p> <p><u>委託において次葉「施設整備関係費（ハード事業関係費）」が含ま          れる場合は、補助対象外</u></p> <p>※ 委託する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。          （内容に関する詳細な資料の提出を求める場合があります。）</p>

**【施設整備関係費（ハード事業関係費）】とは… ※補助対象外**

- 工事関係費 …店舗改装、工事費用等（アーチ・アーケードの整備含む）
- 什器備品費 …事業の遂行に必要な機械・装置（車両含む）等の購入に係る経費（消耗品費（上記No. 6 参照）に該当しないもの）

**補助上限額及び補助率**

**(1) 補助上限額**

補助対象経費	補助上限額
(A) アーチ・アーケードの撤去に係る調査点検費用 … (a)	(a) (b) 合計で 300万円
(B) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定及び周知に係る費用 … (b)	
(C) アーチ・アーケードの撤去工事に係る費用	500万円
(D) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動に係る費用	250万円

**(2) 補助率**

**補助対象経費の 1 / 2 以内**

ただし、令和8年4月1日時点の正会員数が 40 以下の商店街団体等については、**補助対象経費の 2 / 3 以内**

※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

**5 補助の要件**

- **【重要】 アーチ・アーケード撤去後は、原則として撤去完了した年度又はその翌年度内に、本補助金を活用して集客力強化に向けた活動を行うこと。**
- 交付申請する年の4月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されていること。
- アーチ・アーケードの撤去にあたっては、交付申請団体の所属する市町村の同意を得ること。また、地域住民など、関係者の理解を得るよう努めること。
- 「(D) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動に係る費用」の補助について申請する場合、その申請事業が当課の「商店街魅力アップ事業費補助」に重複して申請していないこと。
- 効果検証及びその報告について
  - 商店街の「歩行者通行量」及び「商店街会員や地域住民の満足度等」の事業実施効果が継続して見込まれること。

- ※ 「歩行者通行量」については、実施前と実施後の時点における実数の把握が必須となります。
  - ※ 「会員や地域住民の満足度等」については、アンケートやヒアリング等を実施し、状況を把握していただく必要があります。
  - ※ 補助事業を終了した翌年度中を目途に、効果検証結果について県へ報告が必要です（実績報告とは異なります）。
- 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと。

## 6 補助対象経費の要件

- **【重要】補助事業は令和9年3月31日(水)までに完了し、交付決定日から「発注・契約・購入・納品・支払い・補助事業の実施」等が全て含まれること。**
- 補助事業以外の経費と明確に分離できること。
- 補助事業を実施するために必要な経費と認められること。
- 経費支出の証拠書類によって支払金額が確認できること。
- 経費支出の証拠書類によって経費の内容を具体的に把握でき、かつ数量等が明確に特定できること。

### 注記：補助対象外となる経費

- 消費税及び地方消費税
- 光熱水料、プロバイダ契約料・使用料、インターネット回線使用料
- 支払の確認ができない（領収書・請求書・見積書・金融機関の振込票等がない）経費
- 交付決定日より前又は令和9年4月1日（補助対象期間の最終日の翌日）以降に、「発注・契約・購入・納品・支払い・補助事業実施」等を実施したもの
- 賞金に充当する経費（金券、図書券、旅行券、商品券など）
- 販売を目的とした商品（材料や容器を含む）
- 商店街が発行する商品券のプレミアム（上乗せ）分に充当する経費
- 補助金の交付申請・実績報告等の書類作成、送付、手続に係る費用
- リース・レンタル用品の破損・紛失・盗難等による賠償に係る費用
- 市場価格と比較して明らかに高額である経費
- 公序良俗に反するもの
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- その他知事が適当でないとした経費

## 7 その他注意事項

---

- 事業計画の提出を求める場合がありますが、必ずしも来年度の補助金について約束するものではありませんので、ご了承ください。
- 参加費を徴収して実施するイベント等の場合、参加費は収入に当たりますので、総事業経費から収入分を控除したものが補助対象経費となります。参加費を徴収する場合は事前にご相談ください。
- 補助対象経費の中に、応募する団体内での自社調達又は関係会社からの調達がある場合、調達先の選定方法の如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、利益等相当分を補助対象経費から除く場合があります。

## II 申請手続等

### 1 交付申請

(1) 申請書類 ※記号(A)～(D)は「P3. 補助対象経費」に対応しています

No.	県に提出する書類 ((A)～(D)全事業共通)
1	神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金交付申請書 (様式1-1)
2	事業計画書 (様式1-2)
3	役員等氏名一覧表 (様式1-3)
4	会員名簿 ※1
5	アーチ又はアーケードの配置図
6	商店街団体の規則・会則
7	見積書の写し (2者以上) ※2
8	収支予算書の写し
No.	「(C) アーチ・アーケードの撤去工事に係る費用」の場合に提出する書類
1	商店街団体の所属する市町村が、アーチ・アーケードの撤去について同意していることがわかる書類
2	商店街団体がアーチ・アーケードの撤去について合意していることがわかる書類(総会議事録など)
3	道路占有許可書の写し
4	工程表など、工期のわかるもの
5	アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動に係る計画書 ※(C)の実施と同年度に(D)を実施しない団体のみ

※1 申請日時点の組合員(会員)数を示す名簿を提出してください。なお、組合員(会員)の新規加入や脱退等により、令和8年4月1日以降、申請日までに組合員(会員)の増減がある場合、その変更がわかるよう、名簿に追記してください。

※2 申請団体の所属以外の業者を含む2者以上から同一条件の見積書を徴取し、より安価な発注先(委託先)を選定してください。なお、「(B) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定及び周知」または「(D) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動」の費用については、税込50万円以上の場合のみ必要となります。

ただし、発注内容の性質上、2者以上から見積書の徴取が困難な場合は、該当企業等を契約の相手方とする理由書を併せてご提出ください。

### (2) 提出方法

原則として、申請書類一式を電子メールにより下記アドレスに提出してください。  
(様式1-1から1-3については、**拡張子をExcelのまま変更せず**に送付してください。)

【申請書類等の提出先】 ※容量が5メガバイトを超える場合は、分割して送付してください

E-mail : machizukuri-shoryu. tn8b@pref. kanagawa. lg. jp

### (3) 申請期限

令和8年11月30日(月)

- ※ 遅くとも事業開始希望日の1か月前を目途にご提出ください。
- ※ 受付は先着順となります。受付後順次審査を行い、補助の条件等を満たしている適正な申請書類と認められれば、交付決定となります。
- ※ 予算額に達した時点で募集を終了します。なお、予算額に達した日付において、複数の申請があった場合には、交付申請額を按分する等の調整をさせていただきます。

## 2 交付決定

審査の結果、補助金の交付を決定した商店街団体等には「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金交付決定通知書(様式2)」、それ以外の商店街団体等には「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金不交付決定通知書(様式3)」を郵送します(交付決定の時期は、申請書類受理后14日間を予定)。

## 3 事業実施

事業実施期間は、交付決定日から令和9年3月31日(水)までとなります。

発注行為、補助対象経費の支払い、効果検証(歩行者通行量及び満足度の測定)等については、すべて上記実施期間内に行っていただく必要があります。

## 4 事業の変更・廃止

交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更する場合、事前に「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書(様式4)」を県へ提出し、県の承認を受ける必要があります。補助事業を変更する場合は、事前に県へお問合せください。

また、補助事業の実施後、事業を取りやめる(廃止する)場合は、「神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式7)」を県へ提出し、県の承認を受ける必要があります。

## 5 実績報告(補助事業の完了)

補助事業の完了後、完了した日から30日を経過した日又は令和9年4月12日(月)のいずれか早い期日までに、下記「(1) 報告書類」一式を電子メールにより県に提出してください。

なお、補助事業の完了とは、補助対象経費の支払い及び効果検証(歩行者通行量及び満足度の測定)が完了した時点となります。

## (1) 報告書類

No.	県に提出する書類（全事業共通）
1	神奈川県商店街リバイバル支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書（様式10-1）
2	事業報告書（様式10-2）
3	補助金受入口座の通帳写し（「表紙」及び「見開き」ページ）
4	請求書の写し
5	領収書の写し
No.	「(A) アーチ・アーケードの撤去に係る調査点検費用」の場合に提出する書類
1	契約書の写し
2	調査・点検結果の写し
3	実績報告事業（A）～（C）確認表
No.	「(B) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動の計画策定及び周知に係る費用」の場合に提出する書類
1	事業計画書や会議報告書など、策定した計画がわかるもの
2	実績報告事業（A）～（C）確認表
No.	「(C) アーチ・アーケードの撤去工事に係る費用」の場合に提出する書類
1	契約書の写し
2	工事の完了届の写し
3	撤去工事完了が確認できる写真
4	道路占用を廃止したことを届け出た書類の写し
5	実績報告事業（A）～（C）確認表
No.	「(D) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動に係る費用」の場合に提出する書類
1	アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動経費確認表
2	領収書確認一覧表
3	集客力強化に向けた活動を実施したことがわかる写真

## (2) 経費支出等の証拠書類について

※ 以下のア・イ・いずれも書類の宛名はすべて商店街団体等の正式名称(省略不可)をご記載ください。

### ア 請求書

(例)請求書、請求日が確認できる請求を受けた際のファクシミリ又は電子メール・請求履歴のプリントアウト(インターネット取引の場合でも必要です。)等

### イ 支払(領収書等)

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料(手形、小切手、相殺払い等は認めません。)

※ 補助事業者の支払いが事業実施期間内でないと補助対象として認められません。(例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、事業実施期間を越えている支払いについては、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。)

#### (7) 銀行振込

補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。実績報告の際に、以下のいずれかの証拠書類を提出しなければなりません。

- ・ 銀行振込明細書[ご利用明細](写し)
- ・ 振込金受取書(写し)
- ・ 通帳の該当ページ(写し)
- ・ ネットバンキングの記録のプリントアウト 等

#### (イ) 現金払

- ・ 領収書(金額の内訳が明記されたもの)  
※ 金額の内訳が明記されていない場合、見積書及び納品書で金額の内訳が確認できることが必要です。

#### (ウ) クレジットカード(1回払いのみ可)

以下書類のすべてを提出しなければなりません。

- ・ 領収証(法人の場合は宛名が法人名のもの、クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。)
- ・ カード会社発行の「カードご利用代金明細書」
- ・ クレジットカード決済口座の通帳の該当部分  
※ 口座からの引き落とし(支払日)が事業実施期間内に完了している必要があります。

#### ウ その他補助事業を実施したことを証明する成果物

(例)チラシ・ポスター・地域紙等の補助対象経費とした広告宣伝物、イベント会場写真 等

## 6 補助金の交付

県が実績報告書類等を基に審査を行い、適正に補助事業が実施されたことが確認できた経費を補助対象経費として、交付決定額の範囲内で補助金を交付します。

※ 補助金の交付は、適正な補助事業実績報告書等の收受後、2週間程度を予定しています。

※ 補助金は実績報告時にご指定いただく口座への口座振込によりお支払いします。

## Ⅲ その他留意事項

### 1 法令遵守について

本事業に申請する団体や事業の実施に係る関係者、又は補助事業の実施箇所及びその周辺で実施している、又は実施を予定している公共事業等の所管部署は法令を遵守するとともに、十分に協議を行って事業を進めてください。

### 2 検査

補助事業の遂行状況や補助金使用経費に係る確認等を行うため、県が補助事業実施期間中及び完了後に実地検査に入ることがあります。

検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

### 3 補助金の不正行為に対する処分について

商店街団体等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- イ 補助金等を他の用途に使用したとき、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する事業者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

また、上記に該当する場合のほか、本事業の主旨、目的及び手続等に反した補助金の利用、運用等を行った場合には補助金の返還や加算金の支払いを求める場合があります。

### 4 その他

#### (1) 県内市町村が実施する補助金との併用について

県内市町村が実施する補助事業において、アーチ・アーケードの撤去について補助対象事業となる場合、補助対象経費の総額が、県及び市町村の補助金の合計を上回らない範囲内で、両補助金を併用して活用することは問題ありません。

なお、補助対象経費の総額を上回る補助金を受給したことが判明した場合、不適切な受給とみなされ、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

**※ ただし、県内市町村の規定により県補助金の併用ができない場合もありますので、活用される際は、該当の市町村に必ず確認してください。**

## (2) 補助事業に関する書類の保存期間について

補助事業に関する書類(交付申請書等の県に提出した書類(写)、交付決定通知書等県から受け取った書類、発注書・請求書等の経費支出関係の書類等)は、一般の書類と区分し、10年間保存しなければなりません。また、補助事業年度終了後10年間は、県から求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

## (3) その他の県の施策への協力について

必要に応じて、県の施策に対する協力をお願いした場合には、趣旨をご理解いただくとともに、ご協力をお願いします。